

高額介護サービス費の利用者負担限度額の一部変更について

同じ世帯の利用者が同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額が、一定の限度額を超えたときに超えた分が支給される高額介護サービス費について、平成 29 年 8 月から、市町村民税課税の方がいる世帯の利用者負担限度額は、一律 44,400 円となります。

利用者負担段階区分	限度額（月額）	
	～平成 29 年 7 月	平成 29 年 8 月～
生活保護の受給者など	15,000 円 (個人)	変更なし
・老齢福祉年金受給者 ・公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	15,000 円 (個人)	
世帯全員が市町村民税非課税	24,600 円	
市町村民税課税者がいる世帯	37,200 円	44,400 円 ※ 1 割負担者のみの世帯については、年間上限額 446,400 円 (37,200 円×12 ヶ月) が設定されます。[3 年間の時限措置]
同じ世帯に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいて、世帯内の 65 歳以上の方の収入合計が単身で 383 万円以上、2 人以上で 520 万円以上の方	44,400 円	変更なし

※年間上限額について

8 月から翌年の 7 月までを 1 つのサイクルとし、この 1 年間の自己負担額の合計額が 446,400 円を超えたときに超えた分を支給します。

7 月 31 日を基準日とし、基準日時点において市町村民税課税の方がいる世帯であって、世帯内の全ての被保険者（介護サービス利用者ではない被保険者も含みます。）が 1 割負担者の世帯について適用となります。

月ごとの高額介護サービス費について支給実績がある方は、年間上限額に係る支給申請は不要となります。